営業時間の短縮要請について(特措法に基づく協力要請)

本県の感染状況については、昨年12月以降、飲食店等においてクラスターが発生し、1日当たりの新規感染者数が最多(59人)になるなど、 感染拡大傾向にあります。

また、感染拡大の警戒基準については、「確保病床の占有率」がステージⅢの基準を超えており、重症化リスクの高い高齢者の入院患者が多く、重症及び中等症の患者が多いことから、病院の負担感が強くなっています。

さらに, 感染経路不明者も継続的に確認されており, 感染拡大傾向が続くことが懸念されています。

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会においては、見えない感染(感染経路不明)の多くは、飲食店によるものと考えられており、飲食の場における接触機会の低減を図り、感染者数を抑え、医療提供体制への負担を軽減する観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり、飲食店に対して営業時間短縮を要請します。

併せて、要請に応じていただいた飲食店のうち、要件を満たしている 飲食店については、協力金を支給します。

鹿児島県知事 塩田康一

記

1 営業時間短縮の要請期間

令和3年1月25日(月)~2月7日(日)14日間

- ・営業時間は、5時~21時までの間
- 酒類の提供は、11時から20時までの間
- ※ 期間中は、店頭に時短を実施することを張り紙・ポスターで掲示すること (別添資料参照)。

2 対象となる区域

鹿児島市,鹿屋市,薩摩川内市,霧島市,奄美市

3 要請内容

飲食店について、21時以降も営業する施設の管理者に対し、要請期間の全ての期間について、21時から翌日5時までの間の営業を行わないこと、また、20時から翌日11時まで酒類の提供を行わないことを要請する。

対象区域内で複数の店舗を運営する事業者は、対象区域内の対象店 舗の全てについて時間短縮営業をすることが必要となる。 4 営業時間短縮の要請及び協力金の対象となる施設

	対象施設の要件
要請	時短要請の時点(令和3年1月22日)で, 対象区域において営業継続中(営業実態あり)であり, 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。
協力金	① 同上 ② 併せて、業種毎の感染拡大予防ガイドライン(業種別ガイドライン)等を遵守している施設。

【対象外】

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)上, 適法な, 飲食店営業又 は喫茶店営業の許可を取得していない事業者
- (2) 「接待を伴う飲食店」であって、風俗営業法上の許可は受けているが、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可は取得していない事業者
- (3) グループでの会話が想定されず飛沫感染のリスクの少ない「映画館、ネットカフェ、漫画喫茶、弁当屋、デリバリー、テイクアウト、 キッチンカー、自動販売機等」の事業者
- (4) 通常の営業終了時間が, もとから21時以前(および営業開始が朝5 時以降)の事業者
- (5) 既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者
- (6) デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- (7) その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者
- 5 協力いただいた事業者への協力金

県の要請に応じて、協力いただいた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象

県の要請に応じ、令和3年1月25日(月)から令和3年2月7日(日)まで(計14日間)の全ての期間、営業時間短縮に協力いただいた事業者(企業規模、個人・法人の形態を問わない)。

- (2) 協力金の金額 支給額は、1店舗あたり56万円(※事業者毎に申請)
- (3) 申請受付
 - ①申請開始 (後日、お知らせいたします。)
 - ②申請窓口 (後日. お知らせいたします。)
 - ③申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパッ クで郵送(※事業者毎に申請)
 - 4申請書類
 - ア 協力金申請書 [指定様式]
 - イ 振込先口座通帳の写し
 - ウ 本人確認書類 (免許証の写し等)
 - エ 営業実態が確認できる書類(確定申告書等の写し)
 - オ【店舗毎】申請する店舗の写真
 - カ【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類 (食品衛生法 (昭和22年法律第233号) に基づく, 飲食店営 業又は喫茶店営業の許可証の写し)
 - キ 【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認 できる書類(告知するポスター・チラシ、写真等)
 - ク 誓約書「指定様式) など

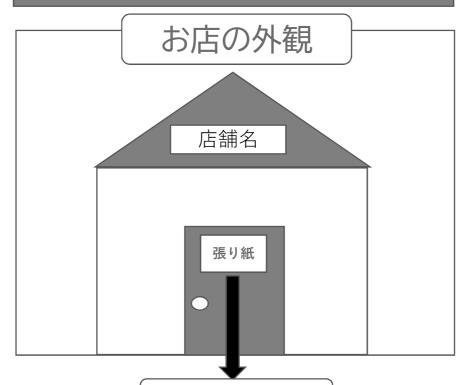
6 お問い合わせ先

(1) 県民の方

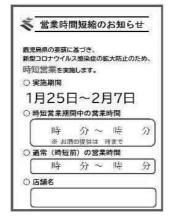
時短要請コールセンターかごしま

- ・電話番号 099-248-8442・受付時間 9:00~18:00 (土日含む)
- (2) 報道機関の方 県健康増進課(電話番号 099-286-5280)

時短営業,休業したことが分かる 張り紙・ポスターの例



張り紙拡大図



休業のお知らせ
の要請に基づき、 トウイルス感染症の拡大防止のため 美施します。
期間
25日〜2月7日 の期間中、 休業 いたします。
名

【記載注意点】

- ①時短営業、休業の期間が分かるように記載してください。
- ②時短営業される際の営業時間は、午前5時から午後9時以内にしてください。
- ③酒類の提供は午後8時までにしてください。



営業時間短縮のお知らせ

鹿児島県の要請に基づき、 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、 時短営業を実施します。

○ 実施期間

1月25日~2月7日

○時短営業期間中の営業時間

時 分~ 時

※ お酒の提供は 時まで

○ 通常(時短前)の営業時間

時

分~

時

○ 店舗名



休業のお知らせ

鹿児島県の要請に基づき、 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、 休業を実施します。

- ○実施期間
 - 1月25日~2月7日

上記の期間中、

休業いたします。

○店舗名		